

北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 伊藤 彬

北上地区消防組合規則第7号

北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（休職期間中の復職）</p> <p>第4条 休職された職員は、条例第3条第1項及び第2項の規定による休職の期間中であつても、その<u>事故</u>が消滅したときは、任命権者に復職を申し出ることができるものとする。この場合において、その<u>事故</u>が心身の故障によるときは、任命権者の指定する医師2人の診断書を、その他の<u>理由</u>によるときはその<u>事故</u>の消滅したことを証するにたる書類を任命権者に提出しなければならない。</p>	<p>（休職期間中の復職）</p> <p>第4条 休職された職員は、条例第3条第1項及び第2項の規定による休職の期間中であつても、その<u>事由</u>が消滅したときは、任命権者に復職を申し出ることができるものとする。この場合において、その<u>事由</u>が心身の故障によるときは、任命権者の指定する医師2人の診断書を、その他の<u>事由</u>によるときはその<u>事由</u>の消滅したことを証するにたる書類を任命権者に提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。